

令和3（2021）年度 児童クラブ入会申込み案内



児童クラブの対象と目的

- 児童クラブは、保護者が就労や疾病などにより家庭で保育できない場合、市内の小学校に通学、又は市内に在住する児童(1年生～6年生)を保育する施設です。
- 安全に充実して過ごせるよう、放課後児童支援員を中心に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を目指しています。

このしおりには、以下の書類が入っています

- 様式① 令和3年度児童クラブ入会申込書兼児童台帳・・・ 1枚
- 様式② 雇用証明書及び自営業確認書（両面）・・・・・・・・・・ 2枚
- 様式①の記入例及び児童クラブ一覧（両面）・・・・・・・・・・ 1枚
- 様式②の記入例（両面）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚

※上記以外の各種様式は、児童クラブ、生涯学習課及び市ホームページで配付しています。

周南市教育委員会 生涯学習課 児童クラブ担当

☎(0834)22-8457

1 入会要件

① 保護者及び同居祖父母（70歳未満）全員が

【学期中】1日2時間以上（15時を含む）かつ月15日以上保育できない。

【長期休業（春・夏・冬休み）】1日4時間以上かつ月15日以上保育できない。

※ただし、「長期休業のみ」入会希望の方は、祖父母の入会要件は不要です。

※「70歳未満」は、入会期間中に70歳になる方を除きます。

② 入会期間が継続して1か月以上ある。

※春休み・冬休みに限り、それぞれ全期間入会する場合は申込できます。

③ 自主的に児童クラブに参加でき、集団生活ができる。

※同じ教室で、異年齢かつ学校のクラスより多い人数で過ごします。児童クラブで対応できる範囲を超えた配慮を要する場合は入会できないこともありますので、申込前にご相談ください。

④ 児童クラブと保護者間で常に連絡がとれ、協力できる。

※体調不良やケガ、災害等の緊急時にお迎えをお願いすることがあります。

⑤ 児童クラブに関する保護者負担金の滞納や必要書類の未提出がない。

※滞納がある方や、必要書類を提出されない方は、入会をお断りする場合があります。

2 申込先

利用を希望する児童クラブ（受付時間は「5 保育時間と閉所日」を参照）

※初めて入会する場合、保護者・児童・支援員で面談をします。

その際に申込書を受け付けますので、書類を準備して児童クラブに連絡してください。

3 受付期間と入会決定

入会希望期間	申込期間	入会決定時期	
		1・2・3年生	4・5・6年生
入会希望期間の初日が 4/1～7/20 までの方	11/25(水)～ <u>12/24(木)</u>	3月上旬 (1年間分)	3月上旬(夏休み前まで分) 6月下旬(夏休み以降分) ※入会制限の審査を2回します。
入会希望期間の初日が 7/21～R4.3/27 までの方	11/25(水)～ <u>5/14(金)</u>	6月下旬	
随時入会 (空きがあるクラブのみ)	入会希望日の 10日前まで	申込後7～10日	

入会制限をする場合、対象者に2次申込（他クラブ希望か待機）の案内をします。

注意事項

※「長期休業のみの利用」など、間を空けて利用する場合も最初の利用日の時期に応じて申し込んでください。

※春休みは年度をまたぐため、各年度の申込が必要です。

入会審査について

※入会は低学年優先です。その他、世帯の状況を総合的に考慮し、市が定めた基準により決定します。

※クラブの状況により、希望期間に入会できない場合や、待機となる場合があります。

※急な転入や保護者の急病等、特別な事情がある場合は、クラブ又は生涯学習課にご相談ください。

4 申込みに必要な書類

① 児童クラブ入会申込書兼児童台帳

② 保育を必要とする事由の証明書類…下表のとおり

※②は、保護者及び同居祖父母（70歳未満）の全員分必要です。ただし、長期休業のみ利用の場合は同居祖父母の書類は不要です。

入会要件	必要書類（様式あり） ※3か月以内に発行されたもの	利用できる期間
就 労	雇用証明書 又は 自営業確認書 ※添付書類：営業許可証、確定申告書、個人事業開業届等の写し	就労期間 (入会期間中に就労期間が切れる場合、切れる前に次の証明書を提出してください。)
就 学	教育訓練等受講に伴う児童クラブ入会申立書	修業期間
疾病・傷病	診断証明書	診断証明書に記載された期間
親族の介護 ・看護	看護等申立書	看護等が必要な期間
出 産	出産に伴う児童クラブ入会申立書	「出産予定日から8週間前」の日が属する月の初日から、「出産日から8週間後」の日が属する月の末日まで
求 職 活 動	求職活動に伴う児童クラブ入会申立書	2か月間

※書類の証明者に内容確認をすることがありますので、ご了承ください。

5 保育時間と閉所日

保育時間	学校の授業日 授業終了時～午後6時（延長保育実施クラブは午後7時まで）
	学校の休業日 午前8時～午後6時（延長保育実施クラブは午後7時まで）
閉 所 日	(1) 日曜日、祝日 (2) お盆（8月13日～16日） (3) 年末年始（12月29日～1月3日） ※利用者がいない場合、土曜日は閉所することがあります。 ※災害時や学級閉鎖時等に、臨時閉所することがあります。

※延長保育の利用は申込書の提出が必要です。児童クラブへご相談ください。

6 保育料

【参考】令和2年度保育料 ※令和3年度の保育料は入会決定時にお知らせします。

利用月	月額保育料	長期休業のみ	保育料
5・6・9・10・11・2月	2,500円	春休み (R2.4/1~4/7)	1,200円
4・7・12・1・3月	3,000円	夏休み (7/21~8/31)	6,500円
8月	5,000円	冬休み (12/25~1/7)	1,600円
延長保育料 継続 (月11日以上利用) 1,300円/月 緊急 (月10日以下利用) 100円/日		春休み (R3.3/27~3/31)	1,000円
		※上記は期間中の全額ですが、支払は月ごとです	

◆保育料の支払方法◆

児童クラブから配付される集金袋にて、毎月児童クラブに直接お支払いください。

※月の途中に入退会する場合、入会期間に応じて保育料を計算します。

※春休みと冬休みは、それぞれ全期間を入会期間とし、原則、途中退会はできません。

【その他の集金】

- ・運営費 (おやつ代など) : 1,500円/月 ※別途、行事等で必要額を徴収することがあります。
- ・スポーツ安全保険料 (ケガ等に対する補償) : 800円/年

7 保育料の減額・免除制度について

保育料を減額又は免除とするためには、いずれも申請が必要です。

区分	対象
減額 (半額)	兄弟姉妹で2名以上の児童が同時に在籍している場合で、最年長児童以外の児童
免除 (全額)	① 生活保護受給世帯 ② 市民税非課税世帯 4~5月分 令和2年度課税情報が基準 6~3月分 令和3年度課税情報が基準 ※他市からの転入により、基準年度の税情報が周南市にない方は、前住所地で発行された市区町村民税課税証明書 (3か月以内発行のもの) を添付してください。 ※随時の申請は、原則、審査の結果非課税が確認できた翌月から免除適用となります。

※上記以外の減免：災害で家屋が全半壊した・特別な事情で市民税が免除となった等のご場合はご相談ください。

※兄弟の退会や世帯状況の変更等により減免でなくなる場合「減免解除届」の提出が必要です。

8 通所方法

① 児童の安全のため、保護者による児童の送迎を基本とします。

送迎の時間は、職員と保護者の皆様が直にお話しできる貴重な場です。また、防犯や安全面からも、児童クラブの出入口まで送迎してください。

② 保護者の都合により児童の送迎が困難な場合、児童クラブに相談の上「通所方法申出書」により送迎方法をクラブと共有してください。

通所方法は各家庭で責任をもって決定し、必ず開所時間内に送迎してください。

9 退会・家庭状況の変更の届出

家庭状況や保育を必要とする事由等が変更になった場合は、速やかに児童クラブに届け出てください。

- ◆雇用状況 (勤務先、勤務時間の変更など) ◆家庭状況 (転出、離婚、結婚、出産、死亡など)
- ◆住所 (転居、電話番号の変更など) ◆退会 (保育を必要とする事由の消滅、転出など)
- ◆児童クラブの利用について (利用期間・通所方法の変更など)